

平成28年度予算見積調書(2月補正予算)

課室名：国保医療課
 担当名：国保事業担当
 内線：3360

(単位：千円)

番号	事業名			会計	款	項	目	説明事業	
B12	国民健康保険基盤安定事業負担金			一般会計	民生費	社会福祉費	国民健康保険指導費	国民健康保険運営安定化事業費	
事業期間	昭和63年度～	根拠法令	国民健康保険法第72条の3及び第72条の4			戦略項目	03 医療の安心		
					分野施策	010302 地域医療体制の充実			
1 事業概要 低所得者への国保税減額措置に対し財源を補てんするとともに、低所得者の数に応じて平均国保税の一部を補てんする。 保険基盤安定事業負担金 14,575,896千円 当初の見込みより7・5・2軽減に移行する保険者が少なかったこと、及び軽減対象所得が増額したことの影響が少なかったことによる減額補正 保険基盤安定事業負担金 △1,264,168千円				5 事業説明 (1) 事業内容 低所得者への国保税減額措置に対し、県、市町村が財源を補てんするとともに、低所得者の数に応じて国保税の一部を国、県、市町村が補てんする。 (2) 事業計画 ア 保険税軽減分 負担割合：(県3/4)市町村1/4 事業金額：平成28年度の保険税軽減分の3/4相当額(11,432,932千円) イ 保険者支援分 負担割合：保険税軽減の対象となった被保険者数に応じて負担。国1/2(県1/4)市町村1/4 事業金額：平成28年度保険者支援分の1/4相当額(3,142,964千円) (3) 事業効果 国民健康保険財政の安定化が図られる。 (4) その他 消費税増税により国が軽減分についてH26から、支援分についてH27から支援を拡充したため、県負担も増加。また、市町村が新たに7・5・2軽減を導入するため、軽減額・支援額の増加が見込まれる。 (5) 補正予算の概要 7・5・2軽減に移行する保険者が少なかったことに伴う減額。					
2 事業主体及び負担区分 事業主体：市町村 負担区分：右記									
3 地方財政措置の状況 普通交付税(単位費用・密度補正) (区分)衛生費(細目)国民健康保険医療助成費(細節)国民健康保健医療助成費(積算内容)保険基盤安定事業に関する事務									
4 事業費に係る人件費、組織の新設、改廃及び増員 9,500千円×1人=9,500千円									
				財 源 内 訳					
予算額								一般財源	補正後の 予算額
決定額	△1,264,168							△1,264,168	13,311,728
現計額	14,575,896							14,575,896	